

# NEWS RELEASE

令和2年5月19日  
一般社団法人 信託協会

## 「新型コロナウイルス感染症の影響による株主総会対応」に 係る要望を提出

今般、一般社団法人 信託協会（会長 梅田 圭）では、経済産業省 新時代の株主総会プロセスの在り方研究会宛てに、別添のとおり、発行会社ならびに機関投資家宛ての依頼内容等を取り纏めた「新型コロナウイルス感染症の影響による株主総会対応について」を提出いたしました。

以上

本件に関する照会先：

一般社団法人 信託協会

総務部（広報担当） 松村、河西 電話 03-6206-3992

業務部 三島、中澤 電話 03-6206-3984

2020年5月14日

経済産業省 新時代の株主総会プロセスの在り方研究会 御中

オブザーバー  
一般社団法人信託協会

## 新型コロナウイルス感染症の影響による株主総会対応について

貴省および「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」等からのリリースにより、本年の定時株主総会における各種対応策については周知がなされているところですが、3月決算会社の定時株主総会対応を踏まえ、あらためて貴省からご周知いただきたい内容をとりまとめましたので、ご検討賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 1. 3月決算会社における定時株主総会に向けた対応（現状）

3月決算会社における対応状況は以下のとおりであり、招集通知の発送日や株主総会開催日を後倒しさせることにより、大半の発行会社が6月中に株主総会を完了する意向があるものと思われまます。

その結果、株主における株主総会の議案検討を行うための議決権行使期間の短縮があることに加え、招集通知等の印刷、封入、発送や議決権行使集計の業務が短期間に集中することで、株主名簿管理人のみならず、印刷会社、封入・発送事業者、郵便局、議決権行使事務受任者等の業務遂行に大きな支障が生じる虞があります。

#### 【3月決算会社における株主総会の対応状況】

項目	社数（Gに対する割合）
A 株主総会基準日の変更	75（3.14%）
B 継続会開催	132（5.52%）
C 6月中の株主総会開催	2,142（89.62%）
D スケジュールの後倒しあり（※）	503（21.05%）
E 招集通知発送日の後倒しあり	467（19.54%）
F 株主総会開催日の後倒しあり	120（5.02%）
G 3月決算対象会社数（参考）	2,390

（5月1日～5月12日における、みずほ信託銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行調べ。検討中の企業を含む。A-B、E-Fについては重複含む。）

（※）元々2020年3月末時点で予定していた株主総会スケジュールよりも後倒しが発生したものを。

## 2. 上記を踏まえた信託協会からの依頼

上記の状況を踏まえ、発行会社、機関投資家に対し、以下の事項について検討いただくよう、周知のほどお願いいたします。

### 【発行会社】

- 各社の決算・監査スケジュールを踏まえ、以下のような対応を取ること。
  - 監査スケジュールが後倒し、または監査の完了期日が未定となっている場合、議決権行使期間や十分な作業スケジュールを確保するために、後記 3. も参照のうえ、基準日変更や継続会を開催すること。
  - 株主総会日程を延期する場合、可能な限り早くその旨を情報開示すること。
  - 例年通りの日程で株主総会を開催する場合においても招集通知の発送前に WEB 開示を実施すること。
- 2020 年 5 月 12 日に法務省ホームページ（後記 3. (2) ①参照）にて開示された会社法施行規則及び会社計算規則の改正により、いわゆる WEB 開示によるみなし提供制度の対象となる書類が拡充される予定であることを踏まえ、同制度を活用しつつ招集通知の発送・開示時期を適切に決定すること。
- 貴省および法務省の「株主総会運営に係る Q&A」（後記 3. (2) ④参照）を踏まえ、株主へ P C・スマートフォン等によるインターネット経由の行使を推奨すること。

### 【機関投資家】

- 企業決算・監査等の遅延による株主総会の 6 月末の集中開催や継続会の開催、基準日変更など発行会社の対応が流動的となっており、招集通知の発送の遅れにより議決権行使期間が短期間に集中することが想定されることから、係る状況を把握のうえ、適正かつ早期の議決権行使指図を行うこと。

## 3. 基準日変更または継続会開催にあたってのご参考

### (1) 基準日変更または継続会開催にあたり実務上発行会社にご留意いただきたい事項

- ①株主総会の基準日変更を行う場合、ケースによっては株主総会の基準日と招集通知ご発送の間に一定期間を空ける必要があるため、必ず招集通知の発送を委託している株主名簿管理人等へスケジュールを事前にご相談いただきたい。
- ②継続会を開催する場合、定時株主総会で決議できなかった決議事項の継続会への 審議延期（議決権行使集計を延長すること）は実務上難しい虞があるため、必ず議決権行使集計を委託している株主名簿管理人等へ事前にご相談いただきたい。

(2) 基準日変更または継続会を行うにあたりご参考となる情報

① 定時株主総会の開催について（法務省）

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00021.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html)

② 継続会（会社法317条）について（金融庁、法務省、経済産業省）

<http://www.moj.go.jp/content/001319501.pdf>

③ 定時株主総会の日程変更等に係る「開示様式例」について（東証上会第718号）

<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge7707.html>

④ 株主総会運営に係る Q&A（経済産業省、法務省）

[https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi\\_sokai\\_qa.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html)

⑤ 商業・法人登記事務に関する Q & A（法務省）

[http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06\\_00076.html](http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00076.html)

以上